

2025 年度キルギス国別研修「持続可能な観光促進のためのジオパーク開発と運営」 研修委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北陸センター（以下、「JICA 北陸」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、キルギス共和国の中央政府、地方行政、地域コミュニティ等も含めた多様なジオパーク関係者に対し、日本のジオパーク開発の経験や管理に関する実践的な知識と技術を理解し、自国の持続的なジオパーク開発に向けた知見を得ることを目的とした研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、日本ジオパークに認定された 46 地域（うち、ユネスコ世界ジオパーク 10 地域を含む）、及びジオパークをめざす 7 地域で構成されており、日本各地のジオパークをユネスコ世界ジオパークのガイドラインに沿った質の高いものとするため、関係者相互の連携により調査研究及び情報収集を行うとともに、ジオパークに関する情報発信及び普及啓発を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とした機関です。毎年、全国各地のジオパークの実務担当者を対象に、具体的な品質向上の手法について研修会を開催している他、昨年度はキルギスにおける観光開発事業の促進を目的として日本国内で実施された、「JICA-GIZ 連携ジオパークスタディツアー」にも携わり、JICA との研修プログラムの検討、訪問先のジオパークとの講義・視察内容等に係る調整、ならびにツアー同行を通じた全体コーディネート等の経験も有していることから、当コースの研修プログラムの企画・運営、講師（内部講師を含む）や実習先、視察先の選定なども可能で、以下の「2 応募資格」を満たしています。以上から、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- （１）業務名：2025 年度キルギス国別研修「持続可能な観光促進のためのジオパーク開発と運営」に係る研修委託契約
- （２）案件概要：別紙 2 「研修委託業務概要」のとおり
- （３）実施期間：2025 年 11 月 10 日～2025 年 11 月 21 日（予定）
- （４）契約履行期間：2025 年 10 月上旬～2026 年 2 月上旬（予定）
※ 事前準備期間及び事後整理期間を含みます。
- （５）実施形態：本邦プログラム（来日）

2 応募資格

- (1) 個別要件：ジオパーク開発と運営に係る人材育成経験を有していること。また、研修を実施する上で必要な関係機関との人的ネットワークを有していること。
- (2) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
 - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

 - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給

- し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者

- ・ 個人情報取扱事業者

(3) その他の要件：

- 1) 本研修委託業務契約は、2025 年度に実施する計 1 回の研修コース全体を対象とする。
- 2) 研修員への指導・助言に必要な当該分野に関する専門性を備えた人材を有していること。
- 3) 業務執行体制に関する要件
 - ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
 - イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2025 年 8 月 25 日 (月) 正午
	提出場所	JICA 北陸 業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式 (写し可)
	提出方法	メール 送付先 : jicahric_kccp@jica.go.jp 下記欄外の「メール送信 際の留意点」を 参照の上、提出期限必着で送信。
(2) 審査結果の通知	通知日	2025 年 8 月 29 日 (金)
	通知方法	メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 北陸 業務課
	請求方法	メール 送付先は (1) に同じ
	請求締切日	2025 年 9 月 1 日 (月)
	回答予定日	2025 年 9 月 5 日 (金)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提

出者に無断で使用しません。

- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2(1)(2)の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。

以 上

2025 年度キルギス国別研修「持続可能な観光促進のためのジオパーク開発と運営」
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名：持続可能な観光促進のためのジオパーク開発と運営
- (2) 技術研修期間（予定）：2025 年 11 月 10 日（月）～2025 年 11 月 21 日（金）
- (3) 研修員（予定）
 - 1) 定員：7 名（応募状況や選考結果により増減の可能性あり）
 - 2) 研修対象国：キルギス共和国
 - 3) 研修対象組織・対象者：ジオパーク開発に関わる中央政府及び地方自治体の行政官、ジオパーク運営組織職員、観光事業者等
- (4) 研修使用言語：ロシア語
- (5) 研修の背景・目的

2018 年から 2040 年までのキルギス共和国国家開発戦略および持続可能な開発目標（SDGs）の採択に伴い、観光政策を持続可能な開発の目的に合致させる必要性が生じ、持続可能な観光開発のための効果的なメカニズム・基準の導入は、開発戦略、国家プログラム、グリーン経済イニシアティブ、部門別計画に沿ったキルギスの重要な課題となっている。そのための効果的なアプローチのひとつが、ジオパークの設立であり、観光開発プログラム 2025－2030 にも、ユネスコ認証を目指してジオパークを開発していく旨の記載がなされて、ジオパーク開発に係る動きが活発化している。

ジオパークは、地球科学的意義のある地質サイトや景観とそれに関連する自然・文化遺産の保護、教育的な取り組み、遺産等を活用した観光等の持続可能な開発を統合して促進する、地域開発にも貢献する取り組みとなっている。2004 年に始まった世界ジオパークネットワークによる「世界ジオパーク」の認定は、2015 年にユネスコの正式プログラムとなり、その認定を受けた「ユネスコ世界ジオパーク」は 2025 年現在で 229 に達し、日本を含む 50 カ国に広がっている。

キルギス国内では、現時点で 2 つの国立ジオパーク（イシクル州のテスケージオパーク、バトケン州のマドゲン・ジオパーク）が設立されており、オシュ州にもジオパーク設立の動きがあるが、ジオパーク開発の取り組みは初期段階であり、ユネスコ認定に向けては多くの準備を要する状況である。近年ジオ

パークに係る動きが活発化する一方で、国内ではジオパーク開発の知見に長けた人材が極めて不足しており、取り組みの進展が困難な状況にある。

本案件は、係る状況を踏まえ、ジオパーク開発において豊かな知見を有する日本での研修を通じて、中央政府、地方行政、地域コミュニティ等も含めた多様なジオパーク関係者の能力強化を行うことで、同国における持続的なジオパーク開発に貢献するものである。

(6) 案件目標

ユネスコ世界ジオパークの開発に関する日本の知見・経験を学ぶことを通じ、キルギス共和国におけるジオパークの開発・管理等の取り組み推進のための人材育成を図る。

(7) 単元目標（アウトプット）

- 1) ジオパークの開発と管理に関する実践的な知識や技術が参加者に共有される。
 - 2) キルギス共和国におけるジオパークの振興と発展のための行動計画が策定される。
 - 3) 日・キルギス間のジオパーク関係者間のネットワーク構築が促進される。
- ※単元目標は契約相手方と協議の上最終的に決定します。

(8) 研修内容

- 1) 日本のジオパークモデル：日本のジオパーク開発と管理の経験について学ぶとともに、様々なステークホルダー間の連携や、地質遺産や関連する自然・文化遺産を保護するとともに観光等の持続可能な開発に統合するための見識を深める。
- 2) ジオサイトと地質多様性の保全：ジオサイトの特定と評価、その地質学的特徴、保全方法に焦点を当て、ジオサイトの科学的意義、モニタリング技術、管理保全のための先進的な知見を学ぶ。
- 3) 教育：ガイドツアーや教育プログラム、標識等の設置など、ジオパーク内での解説と教育の戦略について、どのように地質学の知識を効果的に一般訪問客に伝えているかを理解する。
- 4) コミュニティ参加と持続可能な観光：ジオパーク活動と持続可能な観光の推進における地域社会の関与に焦点を当て、地域社会のエンパワーメント、能力開発、観光計画、ジオパークが地域にもたらす経済効果等について学ぶ。

(9) 当機構が実施するプログラム

- 1) 来日ブリーフィング（滞在諸手続き）：来日翌営業日 10:00-10:30

受入時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、機構が JICA 東京センターで実施する。

2) 評価会、閉講式：1.5 時間（離日前日）

技術研修最終日に実施する評価会では質問票の集計結果を使用し、本研修の評価を関係者間（研修員及び研修受託機関、JICA）で行う。閉講式では、関係者からの挨拶のほか、研修員に対して研修修了の証明として修了証書を授与する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025 年 10 月上旬～2026 年 2 月上旬

※この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます。

(2) 業務の概要

本研修業務を受託した法人等は、各研修員が上記「1. 研修コース概要」

（6）案件目標及び（7）単元目標を達成できるよう、（8）研修内容に沿って、以下に示す業務を行う。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答

- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってロシア語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上